

[最優秀賞]

# 被告人と向き合い 突破口を見出した無罪事件 初めての刑事事件の報告

伊藤英範 熊本県弁護士会・65期

## はじめに

弁護士登録をしてもまもなく3年である。この間、色々な事件を担当した。困難な問題に頭を抱えたことも一度や二度ではない。その度に、思い起こす事件がある。私が初めて受けた国選の刑事事件である。目の前の被告人と向き合い、現場に立ち返れば、必ず突破口は見つかる。今の私がそう信じる拠り所となっている事件である。私にとって初めての否認事件であり、初めて無罪判決を得た事件であった。

## 事案の概要

2012(平成24)年2月21日、被告人は、かつて知人であった被害者と偶然出くわした。被害者の誘いで飲みに行ったが、退店時、被害者は代金を出し渋った。被告人は、やむなく被害者の分も支払った。被害者からせがまれ、しぶしぶ2軒目のキャバレーに行った。被害者は泥酔し、被告人に対して「横着か」などと言って絡み始め、小突いて被告人のメガネを払い飛ばすなどした。被告人は嫌気がさし、早々に退店しようとした。しかし、被害者はここでも代金を出し渋り、大声で騒ぎ始めた。結局、被告人が2人分の代金を支払った。被告人と被害者は退店し、エントランスに出た。すると突然、被害者が被告人に殴り掛かってきた。被告人はとっさにこれを避けた。しかし、その後、被告人が、被害者に対して、「右手拳で顔面を1回殴打して路上に転倒させ、さらに同人の腹部等を2回踏みつける暴行を加え」よって傷害を負わせた(公訴事実)として、略式命令を受けた。これに対して、正式裁判を請求したのが本件である。

被疑者段階は在宅事件であったため、被告人段

階で初めて弁護人が選任された。被告人の言い分は、正当防衛であった。

## 初動

### 1 被告人との打合せ

国選弁護人に選任され、私はすぐに被告人に連絡した。翌日、事務所で面会した。被告人の言い分は次のとおりであった。

①被害者が突然殴りかかってきた。被告人はとっさに右手を突き出したところ、被害者の顎付近に当たった。その際、右手小指を骨折した。②地面に倒れ込んだ被害者は、「ウーツ」と威嚇するような声を上げて、被告人を睨みつけてきた。被告人は、「また襲われる」と恐怖を感じた。とっさに、立ち上がろうとする被害者の背中を足で踏みつけた。

被告人の言葉を信じれば正当防衛と思われた。同時に、「行為の分断」「喧嘩闘争」「積極的加害意思」「過剰防衛」などなど、本件に関係しうる理論上・事実上の問題が次々と浮かんできた。

### 2 自白調書・犯行再現写真

証拠上の大問題も明らかになった。証拠書類を謄写したところ、自白調書(KS1通・PS2通)の存在が明らかになった。こう書かれていた。「私は、もう完全にキレてしまい、思いっきり右の拳骨で(被害者)の顔面を1発ぶん殴ってやったのです」、「私のストレートパンチはクリーンヒットし(被害者)はそのまま前のめりに倒れ込みました」と。

写真撮影報告書には、「被疑者が被害者の顔面を右手拳で殴打する状況」と付記された写真が添付されていた。被害者役の警察官の鼻先に、被告人が

拳を突き付けた犯行再現写真。どう争うか。

### 3 現場に向かう

殴打行為と踏みつけ行為の分断の可能性、行為を2個と捉えれば攻撃意思の連続性も問題となる。被害者が倒れた後の事実経過も詳細に聞いた。被告人の説明はこうだった。被害者はよろめきながら倒れ、背後の壁に頭を押し付けるような格好になった。その後、その右方にある階段にうつ伏せ状態で倒れこんだ。立ち上がろうとしたが、何かに躓いたように、エントランスの地面に、水泳の飛び込みをするような感じでバタンと倒れ込んだ。そして、威嚇するような声を出し、被告人を睨みつけてきた。

説明は詳細ではあるが、イメージが掴めなかったし、本当にそんな倒れ方をするのだろうかという違和感もあった。その日の夜、現場を訪ねた。被告人が語る倒れ方を再現した。被告人の説明が実行不可能ではないことがわかり、また、被害者の動きがイメージできた。

### 4 目撃者との面会

キャバレーの店員の一人(以下「目撃者」という)が本件を目撃していた。私は、目撃者に電話し、アポイントを取った。土曜日の日中の誰も居ないキャバレーで当時の状況を聞いた。目撃者は、事件当日のことをほとんど覚えていないと言った。ただ、次の2点だけは確実だと話してくれた。1つは、先に殴りかかったのは被害者であること、もう1つは、被害者が相当悪酔いしていたこと。

被告人が手を突き出したときの状況については、何度も、記憶喚起を求めた。しかし、どうしても思い出せないということだった。別れ際、彼はこう述べた。「明らかに(被害者)が悪いと思う。自分でも殴っていたかもしれない」。

### 5 マレット骨折!? (突破口)

「拳で殴っていない」と話す被告人の態度は誠実で、その言葉は信用できるように思われた。しかし、どう争うか。「拳骨で(略)ぶん殴ってやった」という自白調書の弾効は困難に思えた。

「拳で殴ってない、拳で殴ってない……」と反復し、突破口がないかをひとり事務所のデスクで考えた。「そ

うだ!」。閃いた。「防犯カメラがあるかもしれない!」。すぐに現場に向かった。しかし、付近にカメラは設置されていなかった。仮にあっても1年も前の映像が残っているはずがない。

拳で殴っていないことを裏付ける証拠などあるのだろうか……現場からの帰り道、ぶつぶつとつぶやきながら考えた。「拳で殴ってない……拳で殴ってない……拳で……」。自分で拳を握ったり、手のひらを開いたりしながら考えた。その手の動きを見ていて、ふと、被告人のある言葉が気になった。「右手小指の骨折」。被告人は右手小指の第一関節を骨折したと話していた。被告人の話的前提とすれば、拳で思いっきり殴ったわけではないことになる。それなのに骨折などするのだろうか?

被告人に、診察時の資料を探してもらった。そして、その骨折は「マレット指」という骨折(以下、「マレット骨折」という)であることが判明した。インターネットに「マレット骨折」と入力し、検索キーを押した。マレット骨折は、突き指の一種だとわかった。「拳」でストレートパンチをしたのに「突き指」!? これが突破口になった。

### 6 図書館で文献調査

私は、図書館に行った。近寄ったこともなかった医学書コーナーで整形外科の専門書を手当たり次第手にとって、目次と索引から「マレット」の文字を探した。そして、マレット骨折の受傷機転(原因)は、「指尖に長軸やや背側からの外力が加わり、DIP関節に強い過屈曲力が作用し、基部背側に剪断力が生じて起こる」ということ(すなわち素人の私では解読できないということ)がわかった。整形外科の友人に電話し、翻訳してもらった。そして、マレット骨折の受傷機転は、典型的には、指を伸ばした状態で指先から強い力が加わった際に生じるもので、第1関節付近に生じる骨折であることがわかった。他方、拳で固いものを殴った場合は、典型的には中手骨(手の甲の骨)骨折(ボクサー骨折といわれるそうだ)が生じることがわかった。自白調書の矛盾が少しずつ明らかになり始めた。

### 7 診察医を訪問

もつとも、拳で殴った場合にマレット骨折が生じる

ことは絶対にないと言えるのだろうか。この点は、文献からは判然としなかった。典型的な受傷機転と現実の発症例は乖離しているかもしれない。そこで、被告人が治療を受けた医師に電話をかけた。医師は、整形外科・手外科の専門医として30年以上の経験のあるベテランであった。突破口を掴んだ私はドキドキしながら電話をかけた。が、「個人情報なので教えられない」と門前払いされた(当然である)。私は「個人情報開示の承諾書」を作成し、被告人から署名押印をもらい、再度アポをとった。診療の合間の5分間だけ会ってもらえることになった。矢継ぎ早に質問し、その医師が扱った症例のうち、拳を握った状態でマレット骨折の生じた例は1件もないとの回答を得た。道が開けた気がした。

## 8 争点は「グーか、パーか」

殴打行為時の被告人の手の状態が、拳ではなく、指が伸びた状態だったとすれば、故意の殴打行為とは考えにくく、とっさの(急迫不正の侵害下の)防衛行為であったとの合理的可能性が残る。「思いっきり右の拳骨でぶん殴ってやった」「私のストレートパンチはクリーンヒットしました」(要約)という自白調書を弾劾できるかもしれないと思った。

## 公判に向けた方針の検討

### 1 アナザーストーリー

殴打行為に関するアナザーストーリーはこうである。2軒目のキャバレーで、被害者は「お前は横着か」などと被告人を執拗に罵倒した。被告人は一貫して聞き流し、耐えていたが、退店したエントランスで、代金を払わない被害者に対して、初めて、「あんたも横着やなかか」と言い返した。すると突然、被害者が被告人の顔面にかけて、右手に拳を握り、殴りかかってきた。被告人は、当たる寸前のところで、「危ないっ」と感じ、その瞬間、左手を自分の顔の左前方に出して被害者の拳を受け流そうとした。同時に、被害者の身体が近寄ってくるのを制止しようとして、とっさに、右手を突き出した(公訴事実記載の殴打行為)。とっさのことであったので突き出した右手の指は伸びたままの状態であった(拳ではなかった)。そのため、被告人の右手の小指が被害者の顔面に当たり、小

指の第一関節に、突き指の一種であるマレット骨折を生じた。他方、中手骨骨折は生じていない。

踏みつけ行為については紙面の制約上大幅に省略をしているが、これに関するアナザーストーリーはこうである。被害者は、被告人の右手が当たった衝撃と飲酒の影響からよろめきながら倒れ、最終的にはエントランスの地面にうつ伏せの状態になった。しかし、被害者は、すぐに「ウーッ」という声を出し、被告人を睨みつけてきた。被害者は、腰を上げて立ち上がろうとしてきた。被害者が立ち上がったなら再び殴られると、被告人は思った。とっさに被害者の腰付近に足を乗せ、下方向に押し込むように力を入れ、被害者が立ち上がるのを防いだ。再びうつ伏せの状態になった被害者は、今度は、腕を伸ばして立ち上がろうとしてきた。被告人は、背中付近に足を乗せ、下方向に押し込み、同様に立ち上がるのを防いだ(公訴事実記載の2度の踏みつけ行為)。その後、被害者は立ち上がり(被告人はそれ以上踏むことはしなかった)、被告人の襟首を掴みかかったが掴めず、被告人の手首を掴んできた(攻撃意思なお継続)。そして、「慰謝料をよこせ」と再びわめいてきたのである。

### 2 争点

主たる争点は、正当防衛の成否であり、事実上の争点は、殴打行為時の手の状態が「グー」であったか「パー」であったかであった。

### 3 一部不同意

自白調書を全部不同意にするか、一部不同意にするかは、正直悩んだ。否認の場合、原則的には乙号証は全部不同意にすべきという見解も聞いていた。しかし、全部不同意にすると、本件の争点が裁判所に伝わりにくいのではないかと懸念された。また、争点に関する供述のみを不同意とする方がマレット骨折に関する弁号証がインパクトを持つと思われ、真偽不明に持ち込みやすくなる考えた。

### 4 任意性を争うか信用性を争うか

不同意部分に関して、信用性を争うにとどめるか、任意性まで争うかについては最後まで悩んだ。結論としては、信用性を争うにとどめることとした。被告人は、虚偽自白の理由について、捜査官から「ストレー

トか、アッパーか、フックか」と問われ、三択の中でストレートのような感じだと答えたところ、「ストレートパンチはクリーンヒットした」という調書ができ上がったと述べた。そして、「状況が大体似ている」という理由で、署名押印してしまったというものであった。捜査官を尋問しても証拠上任意性を否定するのは困難と思われた。他方、マレット骨折という動かし難い事実との不整合が認められうる本件では、信用性を弾劾する方が、実際には効果が得られるだろうと考えた。

## 公判

### 1 冒頭手続・証拠調べ手続

「被告人は、無罪である」と罪状認否を述べた。模擬裁判ではないのだ。気持ちが高ぶった。検察官請求証拠に関する意見は、被害者調書【同意】、目撃者調書【不同意】、写真撮影報告書【不同意】、被告人の自白調書【一部不同意】とした。弁護人の冒頭陳述を行った。弁号証(診断書・カルテの写し・マレット骨折に関する医学文献・中手骨骨折に関する医学文献)を提出した。

### 2 目撃者の証人尋問

実は、第1回公判の直前、目撃者の供述調書が追加で開示された。第一回公判の約1週間前に作成されたこの調書にはこう書かれていた。「被告人が被害者を殴ったのは、被害者から殴り掛かれた直後でしたかと尋ねられました。直後ではなく、少し間があつてからのことに間違いありません(要約)。被告人が右手を突き出した行為が急迫不正の侵害下でなされたものではないことを証明するための証拠である。私は、強い違和感を覚えた。この調書が作成される3日前に私はその目撃者を訪ね、同じことを何度も聞いたが思い出せないと述べていたからだ。もしかしら本当に記憶喚起したのかもしれないが、信じ難かった。ただ、目撃者の記憶があいまいであることはわかっていたので、公判廷では位置関係や細かな周辺事情を詰める尋問をすれば、間をおいて殴ったという証言は弾劾できると考えた。結果として、反対尋問に成功したのではないかと思う。

また、最後の尋問事項は、裁判官の印象に残りや

すいと聞いていた。親近効果というそうだ。最後の質問事項をどうするか、ずっと考えていた。私は、最後にこう聞いた。「結局、どっちが悪かったと思いますか。」(異議は出なかった)。目撃者は、「それは(被害者)の方が。(中略)(被告人)じゃなくても、他の人でも喧嘩になって殴っていたんじゃないかと思います」と述べた。内心、大成功だと思った。検察官の再主尋問でも目撃者は、「(被害者が)絡んでいるようにしか見えなかった」、「正直自分でも殴っていたんじゃないかと思う」と証言した。

### 3 医師の照会回答書

私は、医師を証人として尋問したいと考えていたが、平日の日中の出廷は困難との回答であった。そこで、医師に照会し、同医師が扱ったマレット骨折のうち、拳を握った状態で生じた症例は1件もない旨記載された照会回答書を証拠申請した。

### 4 被害者の証人尋問

一般に、弁護側から、被害者の証人申請をすることは少ないかもしれない。しかし、本件の本質を裁判官に理解してもらうためには、被害者に出廷してもらい、その前で証言してもらう方が良いと考えた。被害者が被告人に不利な証言をしても、被害者調書との矛盾から弾劾できると思われたし、調書には明らかな矛盾があり、副作用は小さいと考えた。

調書には、「(被告人に)正面からいきなり殴られました。顔にガツンという強い衝撃が走りました」、「法に従って適正に(被告人)を処罰してもらう他ありません」とまで書いてあった。それにもかかわらず、検察官は、被害者が当時の状況を「よく覚えていない」という理由から、証人申請に消極的であった。しかし、検察官に頼み込み、結局、双方申請するということが尋問することになった。

しかし、被害者の尋問予定日、被害者は、連絡なく出頭しなかった。裁判所書記官が被害者に電話をかけたところ、被害者は、15分近く、持論を展開しているのが受話器越しに聞こえてきた。裁判所も困惑しているように伺えた。

次回公判で被害者の証人尋問が実施された。被害者は、殴られた状況も周辺事情もほとんど覚えておらず具体的な証言はできなかった。それにもかか

ならず被告人が殴ったことは間違いない旨証言した。結果的に、裁判所に本件の本質を理解してもらうためには、功を奏したと考えている。

## 5 捜査官の証人尋問——物としての「写真」の証拠申請

写真撮影報告書(犯行再現写真)を不同意としたところ、検察官は同写真撮影報告書添付の写真そのものを物として証拠申請してきた。証拠等関係カード記載の立証趣旨は、「犯行再現状況」とされていた。物としての証拠申請である以上「犯行再現」であることまで立証できるものではないと考え、不必要との意見を述べたが、裁判所は証拠採用した。捜査官の証人申請もなされた。

被告人は、取調べが威圧的であった旨話していたが、捜査官がそれを認めることはないと考え、あえてこの点は尋問しなかった。私は、写真の撮影の過程と、取調べ全体の過程(時間的経過)を尋問した。捜査官は、写真撮影の際に何に一番気を付けていたかという尋問に対して、「被害者のどの部位を殴打したか、殴り方、手のもっていき方、その点を注意して写真を撮りました」(要約)と答えた。そして、「殴り方」を具体的に尋ねられ、「ボクシングでいうところのフックだったり、ストレートだったり、そのようなところですね」と証言した。フックとストレートの違いは、腕の動きであり手のひらの状態に違いはない。すなわち、捜査官は、被告人の腕の動きについては注意していたが、被告人の手のひらの状態が「グー」であったか「パー」であったかについては特に注意していなかったのである。「犯行再現」写真は、被告人の手の状態という点では、すなわち争点については、何ら証拠価値がないことが明らかになった。

また自白調書は、事件の10カ月後の取調べで作成されたものであった。そして、わずか1時間45分の取調べ時間のうちに、権利告知等→事情聴取→調書作成(5頁)→読み聞け→署名押印→別の捜査官が調書を読んで確認→被告人が別室に移動→犯行再現(5つの体勢)→写真撮影がなされた旨証言した。被害者はほとんどの記憶を失っていたから、被告人からの聴取事項は広範にわたり、殴打行為時の手が「グーか、パーか」という点は注目されていなかった可能性が高い。これらの点も、自白調書の信用性

を弾劾するうえで大きな意味を持った。

## 6 被告人質問

被告人質問では時系列で質問し、裁判所が事件の実体・本質を掴めるよう意識した。また、略式命令から正式裁判を請求したという経緯もあったため、被告人の本裁判への想いにも配慮した。

## 7 弁論

最大の武器は、挙証責任と考えていたので、そのような弁論を行った。被告人が右手を突き出した結果マレット骨折を負ったという事実とその典型的な受傷機転に照らせば、正当防衛が成立した合理的可能性が残り、検察官において、違法性阻却事由の不存在について、合理的疑いを容れない程度の証明をしたとはいえないから、無罪であると弁論した。

仮の主張として過剰防衛の弁論をするかどうかは迷ったが、被告人は正当防衛であり無罪であるから、有罪を前提とする過剰防衛の点は触れなくてよいと断言した。リスクを説明のうえ、この点は弁論で述べなかった。そのことも裁判所にインパクトを与えたのではないかと思う。

## 8 判決

被害者の証言、目撃者の証言は、いずれも争点に関して信用性が否定された。自白調書も、十分な記憶喚起がなされないまま取調べを受け作成された可能性を否定できないとして争点に関して信用性が否定された。結局、被告人の公判供述を基礎とすべきとされた。また、マレット骨折をしていることから、拳を握っていない状況で右手を突き出した可能性が否定できないとされ、正当防衛に当たるとの合理的な疑いが残り、犯罪の証明がないというべきであるとして、無罪とされた。

控訴はなく、確定した。

## 最後に

本件は、捜査段階の弁護活動がなされ、署名押印拒否のアドバイスをしていれば、十分不起訴が期待できた事案と思われる。その意味で、被疑者弁護の重要性を、身をもって感じた。また、略式事件の

怖さを感じた。略式起訴事件には少なくない無罪事案が含まれているのではないかと。

無罪という結果そのものは、ビギナーズラックであった。むしろ、今考えれば反省すべき点の方が多い。しかし、経験もテクニックも持ち合わせていなかった当時の私が、一定の結果にたどり着けたのは目の

前の被告人と向き合い、現場感を大事にしたからだと思ふ。「彼が有罪になるなんて絶対におかしい」。そういう素朴な感覚を忘れずこれからの刑事弁護に取り組むつもりだ。

(いとう・ひでのり)

※ 本件の刑事判決文はLEX/DB25541581に掲載。

